資料1-1

策定の趣旨

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正後の認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定(平成25年度中に告示予定)



中央教育審議会教育課程部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議で検討 (平成26年1月16日の第5回会議で策定の方向性について報告)

策定に当たっての基本的考え方

○幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保 教育の内容については、現行の幼稚園教育要領の内容を基本に策定 《健康·人間関係·環境·言葉·表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱い で構成》

保育の内容については現行の保育所保育指針の内容を基本に策定 《養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定》

- ○小学校における教育との円滑な接続に配慮 乳幼児期にふさわい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎 を培う
- ○認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮 入園時期や在園時間の違い等に配慮し、生活の連続性や生活リズムの多様性に 配慮した教育及び保育を実施